

益田市工事成績評定要領

(目的)

第1条 この要領は、市が行う請負工事の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって請負業者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 この要領において評定の対象となる請負工事は、原則として1件の請負対象設計額が500万円以上の請負工事とし、中間検査、部分引渡し検査（益田市公共工事請負契約約款第39条による。）及び完成検査を実施したときに行うものとする。

ただし、維持修繕工事等で市長が必要でないと認めたものについては、評定を省略することができる。

(評定者)

第3条 工事成績の評定者（以下「評定者」という。）は、益田市建設工事等検査規則（平成14年益田市規則第30号）に定める検査官、検査職員（以下「検査員」という。）並びに益田市建設工事等監督要綱（平成19年益田市告示第65号）に定める総括監督員、主任監督員及び監督員とするものとする。

(評定の方法)

第4条 評定は、工事ごとに独立して行い、工事成績採点表（様式第1号）に記載するものとする。

ただし、建築工事に係る評定は、別に定める建築工事成績評定基準によるものとする。

2 評定は、監督又は検査により確認した事項に基づき、評定者が適確かつ公正に行うものとする。

3 評定の考査項目及び細別の採点については、別紙1から別紙3を使用ものとする。

ただし、建築工事に係る考査項目及び細別の採点については、建築工事成績評定基準によるものとする。

また、考査項目中、「工事特」、創意工夫及び社会性等の評価にあたっては、請負者は当該工事における実施状況を別紙4及び別紙5により提出できるものとし、提出があった場合はこれも考慮するものとする。

4 検査員である評定者は、中間検査、部分引渡し検査及び完成検査を実施したときに評定を行うものとし、総括監督員、主任監督員及び監督員である評定者は、完成検査を実施したときにそれぞれ評定を行うものとする。

5 完成検査を実施したとき、監督員及び主任監督員は、工事成績採点表に評定点を記入し総括監督員に提出し、総括監督員は前記の工事成績採点表に評定点を記入し検査員に提出し、検査員は総括監督員から提出さ

れた工事成績採点表に評定点合計まで記入し、竣工検査復命書に添付するものとする。

6 監督員又は主任監督員は、考査項目中、創意工夫の評価にあたっては総括監督員、技術監及び当該工事を担当する部長との協議をもって行うものとする。

7 総括監督員は、考査項目中、工事特性、社会性等及び法令遵守等の評価にあたっては技術監及び当該工事を担当する部長との協議をもって行うものとする。

8 総合評価方式により入札を行った工事で減点の必要がある場合は、考査項目中、法令遵守等の評価において反映させるものとする。

(工事成績採点表の提出等)

第5条 検査員である評定者は、検査後遅滞なく、工事成績採点表を検査復命書に添付して市長の決裁を受けるとともに、当該決裁後、総務管理課長に工事成績採点表を送付するものとする。

(評定の結果の通知及び公表)

第6条 市長は、竣工検査復命書の報告があったときは、遅滞なく、当該工事の請負者に対して、評定の結果を工事成績評定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

2 工事成績評定通知書には、項目別評定点表(様式第4号)を添付するものとする。

3 通知した内容は、閲覧による方法により速やかに公表するものとする。なお、閲覧に供する期間は、工事完了年度を含め2年度とする。

(評定の修正)

第7条 評定を修正した場合は、市長は、その結果を当該工事の請負者に通知するものとする。

(説明請求等)

第8条 第6条又は第7条による通知を受けた者は、通知を受けた日から14日(休日を含む。)以内に、書面により、通知をした者に対して評定の内容について説明を求めることができる。

2 市長は、前項による説明を求められたときは、書面により回答するものとする。

3 市長は、前項の回答をする場合、益田市工事成績評定評価委員会(別紙6)に意見を求めることができる。

4 第1項及び第2項の事項については、第6条又は第7条の通知において明らかにするものとする。

(採点表の保管)

第9条 採点表は、総務管理課で保管する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の益田市建設工事成績評定要領は、平成20年4月1日以降に契約する工事に適用し、同日前に契約した工事については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の益田市建設工事成績評定要領は、平成22年4月1日以降に契約する工事に適用し、同日前に契約した工事については、なお従前の例による。

称号又は名称・代表者氏名 様

益田市長



工事成績評定通知書

貴社が受注した工事について、益田市工事成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して通知を受けた日から14日（休日を含む。）以内に書面により、説明を求めることができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により郵送いたします。

また、説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記のとおりです。

記

- 1 工事名 ○○○○○○○○○○○工事
- 2 工期 平成 年 月 日～平成 年 月 日
- 3 竣工検査年月日 平成 年 月 日
- 4 評定点 ○○点（別紙のとおり）
- 5 送付先 〒698-8650
島根県益田市常盤町1番1号
益田市役所 ○○部 ○○課長あて
- 6 手続き等の
問い合わせ先 ○○課 ○○係
TEL 0856-31-○○○○

別紙 1

考査項目について

益田市の所掌する請負工事の成績については、下記の考査項目について工事成績を評定する。

考査項目	細 別	内 容
1 施工体制	I 施工体制一般	・施工体制及び施工管理体制の評価
	II 配置技術者	・現場代理人、主任（監理）技術者の技術的判断と職務の執行に関する評価
2 施工状況	I 施工管理	・施工計画書と現場の施工方法等の一致、日常の出来形・品質・工事写真管理等を的確に実施しているかどうかの評価
	II 工程管理	・工程表の内容が検討され、日常的に工事進捗が把握されているかの評価
	III 安全対策	・災害防止協議会等を設置し、また、安全教育等の確に実施し、記録が整備されているかどうかの評価
	IV 対外関係	・関係官公庁等の関係機関と調整、地元との調整が適切に実施しているかの評価
3 出来形及び出来ばえ	I 出来形	・出来形管理結果に関する評価
	II 品質	・品質管理のプロセス及び結果に関する評価
	III 出来ばえ	・構造物の仕上げや、すり付け等の出来ばえの評価及び機能の評価
4 工事特性	施工条件への対応	・工事全体を通じて他の類以工事に比べて厳しい自然・地盤条件、都市部等の作業環境・社会条件、構造物の特殊性、長期工期の安全確保等を必要とした工事を評価
5 創意工夫	創意工夫	・施工関係と仮設工関係、施工管理関係、品質関係、安全衛生関係、その他について創意工夫と企業努力等の評価
6 社会性等	地域への貢献等	・現場見学会等を実施、清掃活動や地域との交流に参加、災害時等に地域への援助・救護活動、技術講習会等の開催・参加、その他の企業努力等を評価
7 法令厳守等		・各種法令違反等
8 総合評価技術提案	履行確認	・履行、不履行の評価

別紙3

工事成績の評定について

1 評定基準及び工事総評

総 評	優 良	良 好	普 通	基 準 内
評定点合計	100～80	79～73	72～65	64～

工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況

工 事 名		請負者名	
項 目	評 価 内 容	備 考	
<input type="checkbox"/> 工事特性 工事全体を通して他の類似工事に比べて特異な施工条件等への対応	<input type="checkbox"/> 厳しい自然・地盤条件への対応	特殊な地盤条件 雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件 急峻な地形、土石流危険渓流内 動植物等の自然環境保全配慮 その他	
	<input type="checkbox"/> 都市部等の作業環境、社会条件への対応	地盤の変形、近接構造物、地中埋設物等への影響配慮 周辺環境条件による作業条件、工程等への環境配慮 周辺住民等への騒音・振動を特に影響配慮 作業スペース制約・現道上の交通規制 緊急時に対応が特に必要な工事	
	<input type="checkbox"/> 構造物の特殊性への対応	対象構造物の規模が特殊な工事 対象構造物の形状が複雑である等による施工条件変化 その他	
	<input type="checkbox"/> 長期工事における安全確保への対応	12ヶ月を超える工期で事故がなく完成した工事 その他	
<input type="checkbox"/> 創意工夫 「高度技術」で評価するほどでない軽微な工夫	<input type="checkbox"/> 準備・後片付け		
	<input type="checkbox"/> 施工関係	施工に伴う機械、器具、工具、装置類 二次製品、代替製品の利用 施工方法の工夫 施工環境の改善 仮設計画の工夫 施工管理、品質管理の工夫	
	<input type="checkbox"/> 品質関係	土工、設備、電気の品質向上 コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫 配筋、溶接作業等に関する工夫	
	<input type="checkbox"/> 安全衛生関係	安全施設・仮設備の配慮 安全教育・講習会・パトロールの工夫 作業環境の改善 交通事故防止の工夫	
	<input type="checkbox"/> その他		
<input type="checkbox"/> 社会性等 地域社会や住民に対する貢献	<input type="checkbox"/> 地域への貢献等	地域の自然環境保全、動植物の生育環境保全、生物保護 現場環境の地域への調和 地域住民とのコミュニケーション ボランティアの実施 災害時などに地域への支援、救助活動への積極的参加	

1. 該当する項目の□にレマーク記入。
2. 具体的内容の説明として、写真・ポンチ絵等を説明資料に整理。

別紙 5

工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）

工 事 名				/
項 目		評 価 内 容		
提 案 内 容				
(説 明)				
(添 付 図)				

説明資料は簡潔に作成するものとし、必要に応じて別紙とすること。

別紙 6

益田市工事成績評定評価委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、本庁に設置する工事成績評定評価委員会(以下「委員会」という。)の設置等に関して必要な事項を定めるものとする。

(委員会の事務)

第2条 委員会は、次の事項について審議するものとする。

- (1) 市長が検査員を指定する工事で、益田市工事成績評定要領に基づき通知された評定点について、請負者が説明を求めた場合の回答
- (2) 工事成績評定の通知に係る事項
- (3) その他工事成績評定の運用に係る事項

(委員会の委員及び組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 建設部長
- (2) 当該工事を所掌する当該部長
- (3) 技術監
- (4) 総務管理課長
- (5) 当該工事を所掌する課長
- (6) 当該工事を担当する当該総括監督員
- (7) 当該工事担当検査員

2 委員長は、建設部長とする。

3 技術監は、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員会の招集)

第4条 委員会は、委員長が必要と認めた場合、委員長が招集する。

(委員会の庶務)

第5条 委員会の庶務は、総務管理課において処理する。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。